

プリンシプルベースとマネジメント アプローチの徹底によるIFRS対応

日本の金融機関は、後攻のメリットを活かし、プリンシプルベースとマネジメントアプローチという二つのコンセプトを徹底することで、IFRS対応を企業価値向上へとつなげていくことが重要である。

表層的な欧州金融機関のIFRS対応

欧州において、IFRS（国際財務報告基準）は2005年1月以降、強制適用となっている。ヒアリングなどの結果から、欧州金融機関の多くでは、数値を基準に合わせる表層的な対応に終始していたことがわかってきた。

IFRSを導入する企業は、ローカルの会計基準とIFRSでの財務諸表の二つを複数年にわたり作成することが求められる。その際の対応には下図のように3つのオプションがある。野村総合研究所が欧米金融機関10数行に対してヒアリングを行ったところ、多くは、最も簡便な方法である“Top-side adjustments”という方法を採用しており、既存の総勘定元帳（GL）は従前通りローカル会計基準で作成し、システムを活用することなく手作業でIFRS対応の比較財務諸表を作成している。

Top-side adjustments	既存GLは従前通り、システムではなく手作業でIFRS比較財務諸表を作成
Shadow GL	IFRS用GLを準備し、既存GLより必要なデータを入力
Multi-GAAP Capability	既存GLを改良し、Multi-GAAP ¹⁾ 対応能力付与

各金融機関が簡便で表層的な対応をとったことは、インタビューだけではなく、各社の開示状況からも強く推察された。CESR（欧州証券規制当局委員会）が調査した結果では、IFRS導入において開示強化も重要なテーマであるにも係らず、多くの欧州金融機関が必須事項についてすら開示していないことが判明している。通常、必須事項を開示しないなど、日本においては考え難い。要求されていることを忘れていない限り、開示について十分にできていないということは、すなわち、会社として

の考え方が十分に検討されず、連結財務諸表数値を基準に合わせる表層的対応に終始した裏づけに他ならない。

皮肉なことに、Top-side adjustmentのような手作業に依存する簡便な手法を選択した企業は、IFRS導入初年度だけでなく、その後も毎年、同じ比較財務諸表の作成業務に貴重な社員を縛りつけることになっている。

IFRS対応の重要なコンセプト： プリンシプルベースとマネジメントアプローチ

IFRS導入の目的が、会計基準の統一による財務諸表の数字面における比較可能性の向上であると考えたと、本質を見誤る可能性が高い。

IFRSの重要なコンセプトの一つに、経営者が自ら事業特性を考慮し相応しい会計方針を決定する「プリンシプルベース」という考え方の採用がある。実は、IFRSが採用するプリンシプルベースではなく、米国の会計基準のようにルールを細かく具体的に定義すればするほど、煩雑性は増すが、数値面の比較可能性は高まるという意見がある。ICAEW（イングランドおよびウェールズ勅許会計士協会）がアナリストに対して行ったアンケート結果でも、「IFRS導入後、財務諸表が分かりにくくなった」という回答が半数程度もあった。

プリンシプルベースという考え方を採用する本質的な意味は、数値面の比較可能性ではない。「比較可能な枠組みの中で、企業価値向上に向けた経営の考え方を投資家に表明する」ことにその意味がある。この考え方が今後徹底されると、財務報告における開示は、経営者自らが戦略やリスクマネジメントについての考え方を表明する場として重要度が高まって行く。投資家は、IFRS対応の開示内容を分析することで、経営者の考え方をより

NOTE

1) 複数の会計基準に同時に対応すること。例えば、自国の会計基準とIFRSの両方の会計基準に対応する複数の仕訳を生成すること。

深く評価することが可能となる。

もう一つの重要なコンセプトとして、「マネジメントアプローチ」があげられる。マネジメントアプローチは、従来の管理会計で経営者に提供していた情報を、投資家に対しても同じ視点から情報提供することを要請する。単にセグメント情報だけでなく、各種の社内経営管理の単位と株主への開示単位を一致させることで、初めて開示という「言葉」と経営管理という「行動」が一致し、株主・資本市場からの信頼向上に結びついていく。

「プリンシプルベース」と「マネジメントアプローチ」。この二つの考え方が揃うことで言動一致が実現されるのであり、そのどちらか一つでも欠けるとIFRS対応は形式的なものとなる。多くの欧州金融機関の対応が表層的であった原因もそこにあると考える。多くの国において強制適用範囲が連結会計部分に限定的であったことや、金融商品に対するIFRS基準の一部カーブアウト（適用除外）により、本質的な対応を怠り、数字面を基準に合わせる対応に終始してしまったものとする。

日本企業は、後攻のメリットを活かせ

では、日本の金融機関はどのように対応すべきなのか。IFRS対応について欧米のどの国よりも後攻であるメリットを活かして、「他の法規制との差異を意識し、現段階からプリンシプルとマネジメントアプローチについて十分に検討を行うべき」であるとする。

金融機関に対するリスク管理強化の流れは、強まることはあれども弱まることはない。IFRS以外にも、銀行であればバーゼルⅡへの対応、保険会社であればソルベンシーⅡへの対応が求められる。また、金融商品取引法で

いう内部統制評価も求められている。それらの法規制に対して個別に対応してきたことで、現場負荷が高まり、システム改変も限界にきている。インタビューを行った欧州金融機関では、複数の規制ごとに、それぞれの対応チームがそれぞれシステムを導入し、結果としてシステムコスト上昇だけでなく、経営レポート間の整合性を維持することも難しくなってきたとの話もあった。

IFRS適用までに時間がある今のうちに、IFRSという新基準に従った報告方法を検討することとあわせて、他の重要な法規制が求めることを確認し、それらの共通点と相違点を整理する。その上で、企業としてのプリンシプルおよびそれを実現する包括的な経営管理について検討することが望ましい。また、新しい経営管理手法を実現するために、業務プロセス・データ・経営管理の3者の関係を整理し、経営管理の基盤となる情報インフラの整備にも合わせて着手すべきである。それらが整理・整備されることで、IFRSだけでなく、新しい法規制が登場しようとも、企業としてのプリンシプルの一貫性を維持しながら、柔軟に対応することが可能となると考える。

多くの日本企業にインタビューを行うと、「IFRSは経理部門の仕事だから、まず彼らが・・・」と、経理部門以外の部署は待ちの状態である。待つのではなく、経営管理について棚卸することからはじめる。そのような積極的な対応が必要であると強く感じる。

Writer's Profile



能勢 幸嗣 Koji Nose

ERMプロジェクト部
上級コンサルタント
専門はリスクマネジメント
k-nose@nri.co.jp